

○環境省令第三十三号

環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）の施行に伴い、並びに環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の二第一項、第三条の七第一項、第四条第三項（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項及び第三十八条の二第一項の規定に基づき、廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月六日

環境大臣 長浜 博行

廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に

行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省令第六十一号）を次のように改正する。

第二十条を第三十五条とし、第十九条を第三十四条とする。

第十八条第一項第一号中「第二条第一項第一号から第五号まで」を「第十七条第一項第一号から第五号まで」に、同条第二項中「第二条第二項から第六項まで」を「第十七条第二項から第六項まで」に、「第二条第三項」を「第十七条第三項」に、「第五条第三項」を「第二十条において読み替えて準用する第四条第二項」に、「第十八条第二項」を「第三十三条第二項」に、同条第三項中「第九条第五項並びに第十条第四項及び第六項」を「第二十四条第二項において読み替えて準用する第七条第四項並びに第二十五条第二項において読み替えて準用する第八条第三項及び第四項」に、「第九条第六項」を「第二十四条第四項」に、「第十条第五項」を「第二十五条第四項」に、「第十一条」を「第二十六条」に、同条第四項中「第十四条」を「第二十九条」に、「第十五条」を「第三十条」に、「第十六条第一項各号」を「第三十一条第一項各号」に、同条第五項中「第十七条第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同条を第三十三条とする。

第十七条第一項中「この条において」を削り、同条第二項に次の一号を加える。

四 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。

第十七条に次の一項を加える。

4 事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

第十七条を第三十二条とする。

第十六条中「第十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

また、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

第十六条を第三十一条とし、第十五条を第三十条とし、第十四条を第二十九条とする。

第十三条中「次条から第十七条まで」を「次条から第三十二条まで」に改め、同条を第二十八条とする。

第十二条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る手法選定に当たつての留意事項）」に改め、同条第一項に後段として次のように加える。

また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

第十二条を第二十七条とする。

第十一条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る評価の手法）」に、同条第一号中「第十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

第十条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る予測の手法）」に、同条第一項第二号中「第四項」を「第二項において読み替えて準用する第八条第三項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第八条第二項から第四項までの規定は、前項の対象最終処分場事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、第八条第二項中「前項第一号」とあるのは「第二十五条第一項第一号」と、第八条第三項及び第四項中「第一種最終処分場事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第二十五条第一項」と、同条第三項中「予測の前提となる条件その他の」

とあるのは「予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第四項中「第一種最終処分場事業に」とあるのは「対象最終処分場事業に」と、「しなければならぬ」とあるのは「しなければならぬ」。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。」と読み替えるものとする。

第十条第四項を削り、同条中第五項を第四項とし、第六項を削り、同条を第二十五条とする。

第九条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る調査の手法）」に改め、同条第一項第三号中「以下」の下に「この条から第三十二条までにおいて」を加え、同項第四号及び第五号中「第五項」を「第二項において読み替えて準用する第七条第四項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の対象最終処分場事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第二十四条第一項第二号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、第七条第三項及び第四項中「第一種最終処分場事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第三

項中「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、同条第四項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。

第九条第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、同条を第二十四条とする。

第八条中「、第五条」を「、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第二十条第一項において読み替えて準用する第四条及び第二十条第二項」に改め、「を踏まえ」の下に「、最適な手法を」を加え、同条を第二十三条とする。

第七条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法）」に、同条中「次条から第十二条まで」を「次条から第二十七条まで」に、同条第一号中「前条第三項第一号」を「前条第三項において準用する第五条第三項第一号」に、同条第二号中「前条第三項第二号イ及びロ」を「前条第三項において準用する第五条第三項第二号イ及びロ」に、同条第三号中「前条第三項第二号ハ」を「前条第三項において準用する第五条第三項第二号ハ」に、同条第四号中「前条第三項第三号イ」を「前条第三項において準用す

る第五条第三項第三号イ」に、同条第五号中「前条第三項第三号ロ」を「前条第三項において準用する第五条第三項第三号ロ」に、同条第六号中「前条第三項第四号」を「前条第三項において読み替えて準用する第五条第三項第四号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

第七条を第二十二条とする。

第六条第一項中「環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）」を「影響要因」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第五条第三項の規定は前項の規定による検討について、同条第四項及び第五項の規定は第一項の規定による項目の選定についてそれぞれ準用する。この場合において、第五条第三項第四号中「第一種最終処分場事業に」とあるのは「対象最終処分場事業に」と、同条第四項及び同条第五項中「第一種最終処分場事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、第五項中「第一項の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）について」とあるのは「選定事項

目として」と読み替えるものとする。

第六条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を削り、同条を第二十一条とする。

第五条の見出しを「（環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握）」に改め、同条第一項を次のように改める。

第四条の規定は、法第十一条第三項の規定による対象最終処分場事業に係る環境影響評価項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定について準用する。この場合において、同条中「第一種最終処分場事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、第四条第一項中「当該検討を」とあるのは「計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を」と、「当該検討に」とあるのは「当該選定に」と、「第一種最終処分場事業の」とあるのは「対象最終処分場事業の」と、「この条から第十条まで」とあるのは「この条、第二十一条から第二十四条まで、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項及び第三十二条」と、「第一種最終処分場事業の実施が想定される区域（以下「第一種最終処分場事業実施想定区域」という。）とあるのは「対象最終処分場事業実

施区域」と、「第一種最終処分場事業に」とあるのは「対象最終処分場事業に」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十条において読み替えて準用する前項」と、「整理するものとする」とあるのは、「整理するとともに、必要に応じ、対象最終処分場事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体（以下この条及び第二十一条から第三十二条までにおいて「関係地方公共団体」という。）」、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする」と読み替えるものとする。

第五条第二項中「前項第一号」を「前項において読み替えて準用する第四条第一項第一号」に改め、同条第三項を削り、同条を第二十条とする。

第四条中「次条から第十二条まで」を「次条から第二十七条まで」に改め、同条を第十九条とし、第三条を第十八条とする。

第二条第一項第一号中「（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「最終処分場」という。）の別及び産業廃棄物の最終処分場においては、廃棄物の処理及び清掃に関する

法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号イからハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別
（）を削り、同条第五項中「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。
（）を「専門家等」に改め、同項に後段として次のように加える。

また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

第二条を第十七条とする。

第一条の二第一項第二号中「環境の構成要素（以下「環境要素」という。）」を「環境要素」に改め、同
号ハを次のように改める。

ハ 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は第六

条第三号イからニまでに掲げる重要な環境要素が存在する地域

第一条の二を第十六条とする。

第一条中「環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。次条第二項第一号及び第二条第一項に
おいて「令」という。）」を「令」に、「環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。
（）を「法」に改め、同条を第十五条とし、同条の前に次の十四条を加える。

(法第三条の二第一項の主務省令で定める事項)

第一条 環境影響評価法施行令(平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。)別表第一の六の項のイ又はロの第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業(以下「第一種最終処分場事業」という。)に係る環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という。)第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、第一種最終処分場事業を実施する区域の位置、第一種最終処分場事業の規模又は第一種最終処分場事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する事項であつて、次に掲げるものを含むものとする。

一 第一種最終処分場事業の種類(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「最終処分場」という。))の別及び産業廃棄物の最終処分場においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十四号イからハまでに規定する産業廃棄物の最終処分場の別。第十七条において同じ。)

二 第一種最終処分場事業に係る最終処分場のうち埋立処分用に供される場所の面積

三 第一種最終処分場事業が実施されるべき区域の位置及び面積

四 第一種最終処分場事業に係る最終処分場の埋立容量

五 第一種最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の種類

(計画段階配慮事項に係る検討)

第二条 第一種最終処分場事業に係る法第三条の二第三項の規定による計画段階配慮事項に係る調査、予測

及び評価に関する指針については、次条から第十条までに定めるところによる。

(位置等に関する複数案の設定)

第三条 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、

第一種最終処分場事業を実施する区域の位置、第一種最終処分場事業の規模又は第一種最終処分場事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数案(以下「位置等に関する複数案」という。)を適切に設定するものとし、当該複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、前項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一種最終処分場事業を実施する区域の位置又は第一種最終処分場事業の規模に関する複数案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、第一種最終処分場事業の実施に伴う重大な環境影響を回

避け、又は低減するために第一種最終処分場事業に係る建造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。

3 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一種最終処分場事業に代わる事業の実施により廃棄物の適正な処分が確保される場合その他第一種最終処分場事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにしなければならない。

(計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握)

第四条 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一種最終処分場事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種最終処分場事業の内容(以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。)並びに第一種最終処分場事業の実施が想定される区域(以下「第一種最終処分場事業実施想定区域」という。)及びその周囲の自然的社会的状況(以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。)に関し、次に掲げ

る情報を把握しなければならない。

一 事業特性に関する情報

イ 第一条各号に掲げる事項

ロ 第一種最終処分場事業の工事計画の概要

ハ 第一種最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の量

ニ 第一種最終処分場事業に係る最終処分場の埋立処分の計画の概要

ホ その他第一種最終処分場事業に関する事項

二 地域特性に関する情報

イ 自然的状況

(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基準の確保の確保の状況を含む。）

(2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

- (3) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (4) 地形及び地質の状況
- (5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

ロ 社会的状況

- (1) 人口及び産業の状況
- (2) 土地利用の状況
- (3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (4) 交通の状況
- (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (6) 下水道の整備の状況
- (7) 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境

境の保全に関する施策の内容

(8) その他第一種最終処分場事業に関し必要な事項

2 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、前項第二号に掲げる情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、当該資料の出典を明らかにできるように整理するものとする。

(計画段階配慮事項の選定)

第五条 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一種最終処分場事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、第一種最終処分場事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。

2 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じ

て、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

一 第一種最終処分場事業に係る工事の実施（第一種最終処分場事業の一部として、第一種最終処分場事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

二 第一種最終処分場事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第五項（同法第九条の三第十一項及び第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する最終処分場の廃止までの間に行われることが予定される事業活動その他の人の活動であつて第一種最終処分場事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無並びに環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四

号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ 大気環境

(1) 大気質

(2) 騒音（周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び超低周波

音（周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）

(3) 振動

(4) 悪臭

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

ロ 水環境

(1) 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）

(2) 水底の底質

(3) 地下水の水質及び水位

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ハ 土壤に係る環境その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。以下同じ。）

(1) 地形及び地質

(2) 地盤

(3) 土壤

(4) その他の環境要素

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ 動物

ロ 植物

ハ 生態系

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ 景観

ロ 人と自然との触れ合いの活動の場

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物（当該第一種最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物を除く。）をいう。以下同じ。）

ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）

4 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一項の規定により計画段階配慮事項を選定するに当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

5 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一項の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、第一項の規定により選定した事項（以下「選定

事項」という。)について選定した理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

(計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法)

第六条 第一種最終処分場事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、第一種最終処分場事業を実施しようとする者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十条までに定めるところにより選定するものとする。

一 前条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定事項については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

二 前条第三項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定事項については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び動物の集団繁殖地並びに重要な群落の分布状況その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

三 前条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定事項については、次に掲げるような、生態系の保全上重要であつて、まとまつて存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること。

イ 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であつて人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境

ロ 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫原はんに所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であつて、減少又は劣化しつつあるもの

ハ 水源涵養林かん、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

ニ 都市において現に存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であつて地域を特徴づける重要な自然環境

四 前条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定事項については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

五 前条第三項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定事項については、人と自然との触れ合いの活動に関

し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

六 前条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定事項については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

(計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法)

第七条 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一種最終処分場事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるように選定しなければならない。

一 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若

しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は第一種最終処分場事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体（以下この条から第十四条までにおいて「関係地方公共団体」という。）が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

三 調査の対象とする地域（以下この条から第十条までにおいて「調査地域」という。） 第一種最終処分場事業の実施により選定事項に関する環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

2 前項第二号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を

踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

3 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一項の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。

4 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法)

第八条 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一種最終処分場事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性

及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に
関する複数案及び選定事項ごとに選定しなければならない。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実
験、事例の引用又は解析その他の手法により、可能な限り定量的に把握する手法

二 予測の対象とする地域（第三項において「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定さ
れた地域

2 前項第一号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあつては、定性的
に把握する手法を選定するものとする。

3 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たつて
は、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他
の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び
妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにしなければならない。

4 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たつて

は、第一種最終処分場事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならない。

(計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法)

第九条 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一種最終処分場事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 第三条第一項の規定により位置等に関する複数案が提示されている場合は、当該提示されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較すること。

二 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種最終処分場事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第一種最終処分場事業を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。

三 国又は関係地方公共団体が実施する環境に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基

準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

四 第一種最終処分場事業を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たつての留意事項)

第十条 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一種最終処分場事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法(以下この条において「手法」という。)を選定するに当たつては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

2 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一種最終処分場事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする

3 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

(計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針)

第十一条 第一種最終処分場事業に係る法第三条の七第二項の規定による計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針については、次条から第十四条までに定めるところによる。

第十二条 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一種最終処分場事業に係る配慮書(法第三条の三第一項に規定する配慮書をいう。以下同じ。)の案又は配慮書について、関係地方公共団体の長並びに一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めることとし、当該意見を求めない場合は、その

理由を明らかにしなければならない。

2 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一種最終処分場事業の計画の立案を段階的に行う場合にあつては、当該立案の過程において、第一種最終処分場事業に係る配慮書の案又は配慮書について関係地方公共団体の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を複数回求めるように努めるものとする。

3 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、第一種最終処分場事業に係る配慮書の案について法第三条の七第一項に規定する意見を求めるように努めるものとし、この場合においては、まず一般の環境の保全の見地からの意見（以下「一般の意見」という。）を求め、次に関係地方公共団体の長の環境の保全の見地からの意見（以下「関係地方公共団体の長の意見」という。）を求めるように努めるものとする。

4 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、当該事業に係る配慮書について法第三条の七第一項に規定する意見を求めるに当たっては、法第三条の四第一項に規定する主務大臣への送付をした後、速やかに、関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見を同時に求めるように努めるものとする。

第十三条 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日の翌日

から起算して三十日以上 の期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

一 第一種最終処分場事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 第一種最終処分場事業の名称、種類及び規模

三 第一種最終処分場事業実施想定区域

四 配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間

五 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

六 前号の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 官報への掲載

二 関係都道府県の協力を得て、関係都道府県の公報又は広報紙に掲載すること。

三 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。

四 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

3 第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

一 第一種最終処分場事業を実施しようとする者の事務所

二 関係地方公共団体の協力が得られた場合にあつては、関係地方公共団体の庁舎その他の関係地方公共団体の施設

三 前二号に掲げるもののほか、第一種最終処分場事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設

4 第一項の規定による配慮書の案又は配慮書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 第一種最終処分場事業を実施しようとする者のウェブサイトへの掲載

二 関係地方公共団体の協力を得て、関係地方公共団体のウェブサイトに掲載すること。

5 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第一項の第一種最終処分場事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種最終処分場事業を実施しようとする者に対し、次に

掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。

一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称

三 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見

第十四条 第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について関係地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配慮書の案又は配慮書並びに当該配慮書の案について前条の規定により一般の意見を求めた場合には当該意見の概要及び当該意見に対する第一種最終処分場事業を実施しようとする者の見解を記載した書類を添えて、関係地方公共団体の長に送付し、当該書面の送付の日の翌日から起算して六十日以上を期間を定めて行うものとする。

2 第一種最終処分場事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する都道府県知事は、前項の規定による書面の送付を受けたときは、第一項の第一種最終処分場事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種最終処分場事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案又は配慮書について環

境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

3 前項の場合において、当該都道府県知事は、期間を指定して、配慮書の案又は配慮書について第一種最終処分場事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めることができる。

4 第二項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、第一項の一般の意見の概要及び当該意見に対する第一種最終処分場事業を実施しようとする者の見解を記載した書類がある場合には、当該書類に記載された意見に配慮するよう努めるものとする。

5 第二項に規定する地域の全部が一の法第十条第四項の政令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該市の長が、第一項の書類の送付を受けたときは、第一項の第一種最終処分場事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種最終処分場事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

6 配慮書について第二項又は第五項の書面の提出があつたときは、第一種最終処分場事業を実施しようとする者は、速やかに環境大臣に当該書面を送付するものとする。

第三十五条の次に次の三条を加える。

(報告書作成に関する指針)

第三十六条 対象最終処分場事業に係る法第三十八条の二第一項の報告書の作成については、次条及び第三十八条に定めるところにより行うものとする。

(報告書の作成時期等)

第三十七条 法第二十七条の公告を行った事業者は、対象最終処分場事業に係る工事が完了した後、報告書を作成しなければならない。その際、当該事業者は、当該工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で作成するよう努めるものとする。

2 第一項の公告を行った事業者は、必要に応じて、対象最終処分場事業に係る工事中又は施設の供用後に、
おいて、事後調査や環境保全措置の結果等を公表するものとする。

(報告書の記載事項)

第三十八条 前条第一項の公告を行った事業者は、次に掲げる事項を報告書に記載しなければならない。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、対象

事業の名称、種類及び規模、並びに対象事業が実施された区域等、対象事業に関する基礎的な情報

二 事後調査の項目、手法及び結果

三 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度

四 第二号の措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不

確実性の程度

五 専門家の助言を受けた場合はその内容と専門分野等（可能な限り、専門家の所属機関の種別を含めるものとする。）

六 報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合はその計画及びその結果を公表する旨

2 前条第一項の公告を行った事業者は、対象最終処分場事業に係る工事中に事業者主体が他の者に引き継がれた場合又は事業者主体と供用後の運営管理主体が異なる等の場合には、当該主体との協力又は当該主体への要請等の方法及び内容を、報告書に記載しなければならない。

別表第一を次のように改める。

（別紙参照）

別表第二中「第八条関係」を「第二十三条関係」に改め、メタンの項の次に次のように加える。

<p>二酸化炭素</p>	<p>建設機械の稼働（陸上埋立）</p>	<p>一 調査すべき情報 建設機械、作業船及び車両等のエネルギー消費効率</p>	<p>一 予測の基本的な手法 建設機械、作業船及び車両等の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出に関する計算</p>
<p>建設機械及び作業船の稼働（水面埋立）</p>	<p>資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>二 予測地域 対象最終処分場事業実施区域及び前号における計算を適切に行うために必要な地域</p>	
<p>埋立・覆土用機械の稼働（陸上埋立）</p>	<p>埋立・覆土用機械の稼働</p>	<p>三 予測対象時期等</p>	
<p>埋立・覆土用機械の稼働（水面埋立）</p>	<p>廃棄物及び覆土材の運搬</p>	<p>工事期間及び事業活動</p>	

	<p>に用いる車両の運行 廃棄物及び覆土材の運搬 に用いる船舶の運航（水 面埋立）</p>		<p>が定常状態になる時期</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------	--	-------------------

別記様式中「第一条関係」を「第十五条関係」に改める。

附 則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。